

宮崎県スポーツ少年団指導者 教育長表彰規程

1 趣 旨

この表彰は、スポーツ少年団の指導をとおして、子どもたちの健全な成長を願い、ボランティア活動として地道に努力している指導者を顕彰する。

2 対象者

スポーツ少年団の指導者として、5年以上、子どもたちの健全育成のため、ボランティア活動として地道に努力している者とする。

ただし、次に掲げる者は、対象から除く。

- ① 本表彰を一度受けた者
- ② 禁固以上の刑に処せられた者
- ③ その他、表彰に不相当と認められる者

3 選考手続

被表彰候補者は、市町村スポーツ少年団が推薦し、市町村生涯スポーツ主管部局を経由して、県教育委員会に提出する。

4 表 彰

表彰は、教育長が感謝状を授与して行う。

5 時 期

表彰は、県スポーツ少年団中央大会において行う。

附 則

この規程は、平成12年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月21日から施行する。